

都市基盤施設の整備促進に関する決議

長年続いてきたデフレから脱却し日本経済を成長型の新たなステージへ移行させ、豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会の実現を目指し、都市基盤施設の総合的かつ一体的な整備を推進するため、次の事項を強く要望する。

- 一、防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策を着実に推進するため、例年を大幅に上回る規模で必要な予算・財源を確保すること
また、令和六年能登半島地震などを踏まえ、国土強靭化実施中期計画の策定に早期に着手し、令和六年度内に完了させ、必要な予算・財源を別枠で確保すること

- 一、災害に強い幹線道路ネットワークの構築や連続立体交差事業・踏切道改良計画事業など、地域活性化等に必要な街路整備が計画的かつ円滑に実施できるよう、継続的に必要な予算を確保すること

- 一、災害に強い市街地形成、都市の国際競争力の強化等を実現するため、高い整備効果が期待される土地区画整理事業及び市街地再開発事業をより一層支援すること
特に、組合施行等による市街地整備事業については、事業の進捗に支障を来すことのないように必要な予算を確実に確保すること

- 一、「コンパクト・プラス・ネットワーク」および「人間中心のまちづくり」の実現に向けて、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出が促進される事業を重点的に支援すること
また、安全で快適な通行空間の確保と良好な景観の形成等を図るための無電柱化事業を積極的に支援すること

- 一、大規模自然災害に即応するための地方整備局などの体制強化や必要となる資機材の更なる確保に取り組むこと

安全で快適な都市基盤の整備や地域経済の活性化を推進し、将来にわたってストック効果が發揮できるよう、新たな財源を創設するとともに、令和七年度予算における都市基盤整備費の所要額を確保すること。
また、令和六年度補正予算についても必要な予算を確保すること。